

鈴木安蔵著 「国法学」

山本浩三

昭和三五年四月一日の国立大学の講座に関する省令によると、国立大学で国法学の講座を設けている大学は、東京大学と京都大学だけであり、私立大学においてもその数は多いとはいえないが、この国法学という学問の対象と研究方法は、国法学の講座を担当した人々の大きな課題であり、かつて東京大学の国法学を担当していた刑部莊教授も「国法学の内容について」という論文で国法学はいかなる学問であるかを詳細に説いている。鈴木教授も国法学の講義を担当したいんねんで国法学はいかなる科学であり、またあるべきかの解明に努力して一冊の書物をあらわした。それが憲法学の基礎理論という副題のついた「国法学」である。その内容を紹介する。

教授はまず「序言」で、わが国では、大学における講座の伝統や憲法学が憲法解釈論に終始してきた事情などのために、国法学は、憲法学と関連していくても別個の専門科学であるかのような状態におかれてきたが、国法学は社会科学としての憲法学にほかならないという結論に達したという。第一章「国法学の概念」においては、ドイツ国法学者のブルンチリ、イエリネックの学説を紹介し、おわりにトーマの「国法学一般 (Staatsre-

chtswissenschaft)」は、近代国家の現象が、いかなる法諸規範のうちに展開するかを研究し、これをそれらの体系的状態、それらの歴史的および社会的（経済的、宗教的およびその他の）被制約性において、それらの政治的展開、帰結において理解、評価することに努める」ものであるという説を引用し、これを妥当な見解であるとしている。ついでドイツ国法学の方法についてラーベントの法実証主義を紹介し、この方法論が根底において、確立した国家権力を肯定し、その下における実定法秩序を承認する一つの政治的立場を反映するものであり、現実に存在する憲法理論の全貌、全体を現実に即して総合的に把握するものではないと批判し、ついでケルゼンの方法論を説明し、これは新カント派の観念論的認識論の誤りをそのまま国家学、国法学のうちに導びき入れた結果、およそ国家、国法、憲法という具体的な社会的な諸現象、制度、規範の特質を法の科学からきりはなし、一切の具体的実体から捨象された法規範のみに考察を限定したものであり、現代の国法学は、このような方法論が、ひとしくドイツ国法学に伝統的な「法学的方法」の極端な一変種にはかならないことを認識し、その克服の上に築かれるべきであるとしている。そして最後に、一般国家学を「一般国法学」「國家社会学」および「国家理念論」の三部分にわけ、このような考察の仕方によって国家の全面的把握、解明につとめているナヴィアスキーの学説を紹介し、かれについては、國家および法の概念について重大な分析、提言をなしているマルクス、ハングルスの学説を全くかえりみていないことを大きな

欠点として指摘している。日本における国法学の節では、末岡精一、一木喜徳郎、美濃部達吉の学説、とくにドイツ国法学を輸入して日本国法学を体系化しようとした美濃部学説の説明に力点がおかれている。

第二章「国家と法の科学」では、まずドイツ国法学および日本公法学の方法についての反省として法なり国家なりをもっぱらその法的性格、法的側面においてとらえ、それらの背後にあら、あるいはそれらの具体的な内容をなす社会的政治的要因を捨象し、またいわゆる政治的評価や政策論的考慮を排除し、法なり国家なりをそれ自体として完結している矛盾のない法秩序あるいは法概念体系として記述し整序する方法そのものが克服されねばならず、この「法学的方法」の限界を超えるためには英米仏に普通の政治学ないし「政府と政治」あるいは行政学の、憲法の生ける姿、国家諸制度、法体系の現実に作用している実体を解説する方法と成果を摂取しなければならないが、これらの多くもその方法論、概念規定においてむしろ常識的であり、素朴であり、また観念論的立場をかららざしも脱していないが、この点で大いに示唆を与えるものとしてマルクス主義における国家と法の理論があるとしてその説明をし、つぎにカール・フリードリヒのマルクス主義批判を紹介している。

第三章「マルクス主義の法概念」では、まず法および政治理論におけるマルクス主義の特質と寄与を、人間の社会生活が階級的構造をつねにもつてきた事実、そこから法も政治も必然的に発生してきた事実、階級関係はほかならぬ社会の生産関係自

体に内在している事実、階級闘争の必然性と諸形態についての認識を確立したこと自体にみいだし、「経済学批判のために」の序文の史的唯物論の公式を詳細に説明し、ついで教授の法的諸関係の概念、政治的諸関係の概念などを明にする。

第四章「国家の本質」においては、国法学、憲法学は、何よりもさきに、諸国の憲法において、主権、統治権、全権力などと表現され、正当化され、正統性をあたえられているところの国家権力自体、その発動・行使の諸形態(国家作用)および諸範囲(権能、権限)、またそのための諸機関(国家機関)、そしてまたそれと国民との諸関係(権利義務)を研究対象とするのであるから、国家の本質についての把握が重要であり、今日からみると、上述二つの伝統的見解とするどく対立するマルクス主義の国家概念があるが、それらがいかにして、またどの程度までに、今日までの諸国家の現実にはたしてきていた機能の実態、諸国家の現実の政治、社会生活において示した真実の姿態、特質をとらえているかによってこれらの国家諸理論の価値は決定されるとし、これらの要求にこたえるものとして伝統的なイギリス自由主義の個人主義的色彩があり多元的国家的見解もあるが、公法学における旧態依然たる国家本質論をもつてしては解明しえない現実眼前の国家を分析するのにあたって正当と考えられるものとしてラスキーの国家論を紹介する。

第五章「近代国家および現代の諸国家」においては、まず近

代民主革命の成果として、一定の史的事情のもとに生誕、発展したところの、一定の史的特質（基本的人権の保障、そのための国家体制）を有する国家としての近代国家（憲法国家、法治国家）を説明し、ついで伝統的な近代国家とは異った特質をもつ現存の国家を現代国家とよび近代国家と区別している。もとも現代国家の史的特質については近代国家のそれのように詳細には述べられていない。つぎに従来の国法学、憲法学の用いている国家形態、政府形態、統治形態の外に国家類型という概念を用い、前者を後者の下位概念として、一定の国家類型のもとにおける細別基準として用いるのを適當としている。国家類型の概念は、国家および法の史的階級的性格、その国家および法を成立、存続せしめている社会構造、またその国家および法が維持、強化しようとする国家秩序の史的階級的性格を表示するものであり、国家形態とは、一定の国家がどのような憲法的構造を有し、国家機関はいかに組織されているかの面から見た国家の特質である。

第六章「国家作用の形態と特質」においては、ドイツ国法学の伝統的見解として、イエリネックの説さらにそれを一步進めたものとしてナヴィアスキーの説を紹介し、このような伝統的な考察方法は法解釈の場合には多くの有用性をもつてゐるが、国家作用は、国家権力の発動であり、その本質においてきわめて高度の政治的性格をおびた政治現象である以上、国家作用についての考察がいわば法形式的考察のみにとどまるべきでないという。つぎに国家作用諸形態の特質においては、立法、行政、

司法の説明をするとともにその現実分析をおこない、結論として支配階級は、ときとしては国民大衆の不満、抵抗にたいして大局的な見地からの譲歩、あるいは一時的の緩和策としての承認もあえてし、また基本的な階級利害にふれることが少ない諸事項について、いわば技術的な調整運営のルールとして定立されれる法規も少なくないが、國家権力それ自体の本質なり、国家秩序の根本なり、あるいは私有財産制度の根幹なり、利潤追求の基本手段、方法なりについて、今日の敵対的階級の対立する社会において、階級的利害をこえた法の定立ないし執行があるとするのは現実に反すると断言している。

以上が鈴木教授の「国法学」の内容の要約である。憲法学徒が、国家にかんする科学的認識をもたなければならぬといふことは、長谷川正安教授もかつて述べていたが、マルキシズムの造詣のふかい鈴木教授が、さらに英米仏の政治学や戦後のナビヤスキーニの大著などの知識をおりませて憲法学の基礎理論としての国家論を展開しているこの本は、小冊にもかかわらず社会科学としての憲法学の不毛なわが国においては貴重なものである。教授がこのあとに予定している各論にあたるべき国家作用の機構論、比較憲法論の出版の早からんことを希望してこの本の紹介をおわる。（二五三頁、勁草書房刊）